

## **【事案Ⅱ－２】後遺障害共済金請求**

・ 平成 25 年 5 月 1 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

交通事故の後遺障害診断書による共済金請求をしたにもかかわらず、未請求のため請求権は時効により消滅しているとの理由で認定しないことを不服として、災害給付金と遅延損害金の支払いを求める申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

共済団体は、平成 2 年 5 月発生の交通事故による後遺障害を認定し、共済金支払いおよび平成 11 年 3 月から支払済みまで年 5 分の遅延損害金を申立人に支払え、との裁定を求める。

- (1) 共済団体は事故による入院に対して入院共済金を支払い、「後遺障害が残存すれば後遺障害診断書があるので医師に記載してもらってください」、「後遺障害診断書の提出は、期限はなく、残存したと医師が判断した症状固定日でよい」とのことであったため、平成 11 年 3 月に「自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書」（以下「自賠責後遺障害診断書」という。）の内容による、指定の後遺障害診断書を作成し、平成 11 年 4 月頃、申立人と代理人とで所定の請求用紙および後遺障害診断書を持参し提出した。
- (2) 「自賠責後遺障害診断書」によれば、残存した傷病名は腰部捻挫、腰部打撲、尾骨破裂骨折となることは明らかである。
- (3) 平成 11 年 4 月頃の請求については共済金が支払われないので後遺障害が認められなかったと思っていたところ、後年、非該当の場合は通知が来ると知り、共済団体に確認したところ「自賠責後遺障害診断書」にて審査すると回答があったので、平成 24 年 3 月に請求した。
- (4) 平成 24 年 7 月、共済団体から「事前審査請求の後遺障害認定可否については、認定非該当となる」との書面が送付されてきた。  
消滅時効については、非該当通知という行為自体が債務の承認にあたり、消滅時効は中断している。債務の承認をなし、「自賠責後遺障害診断書」にて審査をすると言い出したのは共済団体である。

### **<共済団体の主張>**

平成 2 年 5 月発生の交通事故に関し、共済団体は申立人に対して債務を負担していないことを確認する、との裁定を求める。また、申立人から所定の請求書および後遺障害診断書を受領していない。念のため、消滅時効を援用する。

- (1) 請求書および後遺障害診断書の提出について調査をしたが、提出された形跡はなかった。

申立人代理人の陳述書は客観的裏付けを欠いており、信用できない。申立人代理人の説明を前提とすれば、共済金請求手続きを受任し、支払

いのないまま約 13 年間に渡って放置したことになるが、受任者の行動としては明らかに不自然である。

(2) 「自賠責後遺障害診断書」にもとづく後遺障害を認定することはできない。申立人の強い要望を受けて、「自賠責後遺障害診断書」での事前審査であって、約款にもとづく審査はおこなっていない。

① 胸腰椎部の運動障害に関しては、頸部捻挫、腰部捻挫、左肩胛関節打撲、腰部打撲、背部打撲、尾骨破裂骨折のいずれについても、胸腰椎部の運動障害を生じるような傷害ではないと考えられる。

仮に胸腰椎部の運動障害が遺残しているとしても、平成 2 年 5 月発生の交通事故によるものではないと判断する。

② 精神・神経の障害に関しては、頸部捻挫、腰部捻挫、左肩胛関節打撲、腰部打撲、背部打撲、尾骨破裂骨折のいずれについても、下肢反射低下、疼痛、圧痛ないし筋萎縮が生じるような傷害ではないと考えられる。

仮に下肢反射低下、疼痛、圧痛および筋萎縮等の神経症状が遺残しているとしても、平成 2 年 5 月発生の交通事故によるものではないと判断する。

(3) 症状固定日が平成 11 年 3 月との主張であるが、共済団体は必ずしもそれに拘束されないので、今後、症状固定日について異なる主張をする可能性がある。

(4) 「自賠責後遺障害診断書」が提出された平成 24 年 3 月以前に、共済金請求の消滅時効期間は満了して消滅時効が完成しているため、非該当通知によって「時効の中断」が成立するということはない。

交通事故から 22 年間、「自賠責後遺障害診断書」の症状固定日から 13 年間、平成 11 年に請求書・後遺障害診断書が提出されていたとしても 13 年間に経過しており、消滅時効は完成している。

後遺障害の認定に関する無用の論争を回避するためにも、消滅時効の援用が相当であるため、消滅時効を援用した。

### ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、以下のとおり、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

共済金請求権の消滅時効の成否について判断する。

(1) 共済金請求権の消滅時効については、約款第 14 条において、「共済金受取人が共済金または生存給付金の支払請求の手續を 2 年間怠ったとき」と定め、時効期間を 2 年間とし、消滅時効の起算点については、定めがされていない。

消滅時効の起算点については、①保険事故発生時、②保険給付請求者が保険事故の発生を知った時、③約款で定められた猶予期間が経過

した時とする考え方があるが、いずれの考え方をとったとしても、共済団体が時効を援用した平成 24 年 9 月時点で 2 年間が経過していたことは明らかであり、後遺障害の共済請求権は、すでに時効により消滅している。

- (2) 申立人は、共済団体の時効援用が信義則に反すると主張する。本件における共済団体の行為によって時効援用を認めないことが信義則に照らし相当であるかどうかの問題となる。

事故から 20 年間以上、症状固定時から 10 年間以上の期間が経過した時点においては、一般的に認定のための資料も残存していないことが通常であり、本件ではこうした認定の困難性から消滅時効を認める合理性はあるといえる。また、事前審査を行っただけでは債務を承認したことにはならない。

したがって、形式的に時効期間が経過しているものについて事前審査を受け付けずに直ちに時効を援用しなければ後の時効の援用が信義則違反になるという事情は認められないというべきである。

---